

第14回産業連関技術会議 議事概要

1 日 時 平成27年1月29日(木) 16:00~18:00

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者

(座長) 清水委員

(委員) 朝日委員、菅委員、中野委員、中村委員、宮川委員、山田委員

(関係府省庁) 内閣府(経済社会総合研究所)、総務省(統計局)、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(オブザーバー) 内閣府(統計委員会担当室)、日本銀行、東京都

(事務局) 総務省(政策統括官室)

4 議 題

(1) 平成23年(2011年)産業連関表(速報)結果について

(2) 産業連関表推計上の課題について

5 概 要

(1) 平成23年(2011年)産業連関表(速報)結果について

事務局から、資料1及び参考資料1に基づき、平成26年12月19日に公表された平成23年産業連関表(速報)の概要について報告が行われた。また、内閣府経済社会総合研究所から、参考資料2に基づき、産業連関表と国民経済計算の計数の比較について説明があった。

本議題に関する主な意見等は、次のとおり。

○ 平成23年表では、事業税の取扱いはどのように変更されたのか。

→ 平成17年表では「間接税」の部門中に含まれていたが、23年表では「営業余剰」の部門中に含めるよう変更した。

○ 概念の差異などから、産業連関表と国民経済計算が完全に一致するわけではないが、産業連関表の最終需要部門の推計結果は国民経済計算にとって重要な資料となっている。

したがって、経年的なトレンドで同様の動きを示すとともに、差が大きい部門については、その縮小することが課題と考える。

(2) 産業連関表推計上の課題について

事務局から、資料2-1に基づき、平成23年表における調整項の取扱いについて説明がなされるとともに、資料2-2に基づき、平成23年表の作成過程で平成24年経済センサス-活動調査(以下「経済センサス」という。)のデータを利用したことによって認識された推計上の課題について説明がなされた。

本議題に関する主な意見等は、次のとおり。

<資料2-1関係>

○ 資料中で、「調整項」の取扱いについて4つの案が示されたが、それぞれ一長一短の部分があるとする。そこで新たな案として、次のようにして取り扱ってはどうか。

- ① 現在の「調整項」を削除する。
- ② 「調整項」の削除により、各行部門の国内生産額を減額する。
- ③ このままでは行部門の国内生産額と列部門の国内生産額が一致なくなるため、「調整項」と同額を「間接税」から減額することによって、列部門の国内生産額を減額させ、国内生産額のバランスをとる。

このようにすれば、輸出品を税抜き価格で表章することができるため、本来の生産者価格に近づくのではないかと。

→ 「間接税」は納税額を計上しているため、「調整項」を還付金と考えるのであれば、「間接税」ではなく「営業余剰」を減額する方が良いのではないかと。

→ 「間接税」に含まれる消費税額は、各列部門が納付した額から還付分を減じた額が計上されていると認識しているところ。だからこそ、還付分に相当するものは「間接税」から減額する必要があると考える。

つまり、卸売業者を経由した間接的な輸出ではなく、製造業者が輸出を直接行うイメージで表章することとなる。

→ 「間接税」の推計額は、納付額から還付額を控除した実納税額のデータと整合する形で調整を行っている。そのため、「調整項」の削除による減額分を「間接税」で調整すると、実納税額と乖離が生じる可能性がある。そのため、「営業余剰」などの他の部門で調整する方が良いのではないかとと思われる。

→ 「卸売」の「間接税」を増額し、その増加分を「卸売」の「営業余剰」から減額することで、国内生産額のバランスを取ることができるのではないかと。この方法であれば、「卸売」の「営業余剰」は減額するものの、「間接税」が実納税額と乖離することなく調整項を削除することができる。

→ 表章上は、卸売業者から輸出品の仕入れ先に還付されるような流れを表すイメージを持っている。

→ そうした意味では、「調整項」に計上される金額は、国税庁への納税額ではなく、民間企業間の取引と言える可能性がある。

→ 産業連関表の計数を推計するに当たっては、細品目分類別の国内生産額を積み上げて基本分類別の国内生産額を推計し、その後、投入額や産出額を調整するようにしている。

しかし、新たに示された案のように、調整の最後の段階で国内生産額を減額調整することになると、次のような問題が発生する可能性がある。

- ① 細品目分類別に、国内生産額を減額調整することが困難という技術的な問題
- ② その結果推計された国内生産額が、何を意味する金額なのかが分かりづらくなるという概念的な問題
- ③ 国内生産額の減額調整は、細品目分類別の国内生産額の推計に用いる「単価」にも影響し、調整の結果として算出された単価が、何を意味する金額なのかが分かりづらくなるという概念的な問題

→ 推計プロセス上に課題があることは理解できるが、今回提案した新たな案により、概念的な問題は、むしろ解決されるものと思う。

現状の国内生産額は、国内向けの製品及び間接輸出される製品は消費税込みの一方、直接に輸出される製品は消費税抜きの金額を積み上げることによって推計されており、分かりづらい概念となっている。しかし、「調整項」の金額を削除すれば、「国内向けの製品は消費税込み、輸出される製品は消費税抜き」という分かりやすい概念に変わる。

また、単価については、それが消費税込み価格なのか、消費税抜き価格なのかが明確になっていないことが、現状の問題点として考えられる。

→ 国内生産額の推計上の問題が大きくないのであれば、新しい案も選択肢の一つとして産業連関幹事会において検討していただきたい。

○ 調整項の取扱案の2-1及び2-2において、国内生産額が過剰推計である可能性が指摘されているが、過剰推計なのは明らかである。

また、調整項の国内生産額を0とすることにより、最終需要項目別誘発額及び依存度で多くのマイナスが計上されることについて問題視しているが、マイナスであることが問題ではなく、そもそも調整項による誘発額に意味付けをしようとすることに無理がある。したがって、誘発関係の計算にあっては、「調整項」を含まずに計算するのがよい。

○ 調整項が輸出に附随して設けている部門であることを踏まえれば、国内最終需要部門の一部門としては扱わず、従前のおり輸出の一部として扱うことも、可能性としてはあると思う。また、国内最終需要部門でも輸出部門でもない中立的な部門として位置づけることも考えられる。

○ 産業連関表を利用して国際比較をする場合、基本価格で分析して比較しないと、アクティビティの比較は非常に困難となる。平成23年の時点では消費税は5%であるものの、今後、消費税率が欧州各国並みに上昇した場合、影響が大きくなるため、そのような状況に備え、本件についても十分な議論を行う必要がある。

<資料2-2関係>

○ 経済センサスを主に利用して国内生産額を推計している部門であっても、主業及び副業の合計値が、推計された国内生産額と大きく乖離している部門が見られる。この理由を整理する必要がある。

○ 経済センサスによる副業の売上高の把握が22区分までにとどまったため、産業連関表作成における副業に関するデータの利用が困難となった部分があるのであれば、それを理由とし、調査項目の修正を、経済センサス実施部局に対して依頼できるのではないかと。

例えば、あるサービス部門は特定の製造業製品を副業として生産しているケースが多いなど、主業と副業の関係性に一定の傾向が見られるならば、部門別の調査票上で詳細かつ特定化した副業記入欄を設定することができ、それによって、経済センサスでも効率的に詳細な副業の調査を行うことができるのではないかと。

→ 経済センサス実施部局としては、初めて実施する調査を成功させるため、調査事項が過多に

ならないように調査票が設計されており、その結果として、産業連関表の詳細な推計に支障が生じているという面もある。今後、産業連関表作成側の対応としては、次の二つが考えられる。

① 経済センサスの調査事項を拡充するよう、調査実施部局に依頼をしていく。ただし、やみくもに調査事項を拡充するのではなく、調査結果が使用されることを念頭に置き、調査項目の設計を行うことが必要である。

② 経済センサスの拡充については依頼せず、他の統計を利用することにより、経済センサスで把握できないデータを補完できないかを検討していく。

→ 次回の経済センサス実施計画の立案に当たり、産業連関表作成側としても、実施部局に対して意見は提出したところ。しかしながら、経済センサス実施部局としては、報告者負担を考慮した調査票設計を行うことで、回答率の向上をめざしているようである。また、実査過程における地方公共団体の審査負担の軽減も大きな課題となっていると聞く。このため、調査項目の追加は困難な状況である。

したがって、次回表の作成時においても、22区分より詳細な副業データは把握できないことを想定した上で、産業連関表作成側の推計方法を改善させることについて検討を行う必要があると考える。

→ 産業連関表の推計に経済センサスを利用したことに起因する問題の全てを、次回の経済センサスの改善によって解消しようとすることは、困難と思われる。

そのため、まずは、平成23年表の推計に当たって、経済センサスのデータが利用できないために大きな支障が生じた部分について、情報共有をしてほしい。そうすれば、大きな支障が生じた部分から、その解決に向けた検討を行うことができる。

最後に、事務局から、次回の産業連関技術会議の開催時期については、平成27年3月19日(木)を予定している旨連絡があった。

以上